

S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

昭和法人会

会報

'26|09 213号



【主な記事】

●第5回通常総会 (P1～3)

●昭和税務署人事異動 (P4～5)

●新署長・新筆頭副署長・新統括官インタビュー (P6～9)

写真／安の滝(秋田県)

撮影／秋田県 成田 了一 氏

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和8年9月20日発行



彼岸花(青森県)

撮影／秋田県 成田 了一 氏

【写真の説明】

[表紙(表)]写真／安の滝(秋田県)

“またぎ”で有名な秋田県阿仁地区の最深部に位置する安の滝。

「日本の滝百選」の人気投票で第2位に輝いた名瀑です。

[表紙(裏)]写真／彼岸花(青森県)

岩木山の麓で見つけたヒガンバナ

その有毒性からモグラなどの害獣対策としても植栽されるようですが、その美しさから、全国のカメラマンがこぞって撮る花でもあるのです。

CONTENTS

会報誌のPDF版▶

昭和法人会のホームページ
からご覧いただけます

1～3	第5回通常総会
4～5	昭和税務署人事異動
6～9	新署長・新筆頭副署長・新統括官インタビュー
10～11	青年部会コーナー
12～13	女性部会コーナー
14	初級簿記教室／初任者のための税務研修会／税制改正の実務ポイント税務研修会
15	デジタルインボイス研修会／新設法人説明会
16	市内9法人会合同講演会／狂言鑑賞会
17	愛知ブロック連絡協議会講演会／確定申告期の街広報活動
18	【ご案内】女性部会「プレミアムコンサート」／市内3ブロック「経営講演会と税務研修会」
19	【ご案内】第15回「狂言鑑賞会」／市内9法人会合同講演会
20～23	税務署だより
24～25	県税広報
26～27	市税広報
28	運営研究会(運営企画委員会活動報告)／インターネットセミナーのご案内
29	法人会からのお知らせ(変更届提出のお願い)
30	自主点検チェックシートの活用
31	アンケート調査システムへの新規登録を
32	当面の事業予定／編集後記
33	福利厚生制度のご案内

第5回 通常総会

令和8年6月1日(月) ●メルパルク名古屋



昭和法人会では、6月1日(月)メルパルク名古屋において1,551名(実出席132名、委任状1,419名)の正会員の参加を得て、第5回通常総会を開催しました。

総会議長は、定款の規定により神藤会長が務め、審議事項として、〔第1号議案〕令和7年度決算報告承認の件及び〔第2号議案〕役員補充選任(案)承認の件が上程され、それぞれ満場一致により議案は承認されました。

また、「令和7年度事業報告」、「令和8年度事業計画」並びに「令和8年度収支予算」も併せて報告を受けました。

その後、長年、法人会の活動に御尽力され退任される鈴木宏常任理事に昭和税務署長感謝状、愛知県法人会連合会長感謝状が贈呈されるとともに、当会の役員表彰規程により、神藤会長から感謝状が贈呈されました。また、当会の会員増強褒賞金規定により、大同生命保険株式会社様、AIG損害保険株式会社様に神藤会長から感謝状が贈呈されました。

更には、穂刈泰男監事が春の褒章にて黄綬褒章を受章された旨の披露があり、当会の役員等慶弔規程に基づき神藤会長からお祝い金が贈呈されました。

来賓として10名の皆様に御臨席賜り、総会に華やかさを醸し出していただくとともに、小川洋明昭和税務署長様、末廣等愛知県名古屋南部県税事務所長様、石本裕和名古屋市金山市税事務所長様及び菅沼宏司昭和税務連絡協議会会長(名古屋税理士会昭和支部長)様から、それぞれ御祝辞を頂戴し、総会は盛会裏に終了しました。

また、一般社団法人愛知県法人会連合会様、大同生命保険株式会社様、AIG損害保険株式会社様、アフラック生命保険株式会社様、愛知県中小企業共済協同組合様から、心温まる祝電を頂戴しました。

なお、この通常総会に上程された決算報告書等は、当会ホームページ「情報公開コーナー」に掲載しておりますので、御参照ください。

会長挨拶

公益社団法人 昭和法人会 会長 神藤英明

会長の神藤でございます。

公益社団法人昭和法人会の第5回通常総会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

皆様、本日はご多忙の中、公益社団法人昭和法人会「第5回通常総会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。会長として、こうして多くの会員の皆様と共に節目の総会を迎えられますことを、大変うれしく、また心強く感じております。

まずは、日頃より当会の活動に対し、深い御理解と温かい御支援を賜っております会員企業の皆様、関係機関の皆様に、心より御礼申し上げます。

また、御多用の中、昭和税務署長様をはじめ、多数の御来賓の皆様に御臨席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年度は、原材料費の高騰や人手不足、事業承継の課題など、企業全般を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続きました。一方で、社会のデジタル化や新たな産業の広がりなど、企業にとって新しい機会が生まれつつある1年でもありました。こうした変化の中で、会員企業が互いに学び合い、つながりを深めることの重要性を改めて実感したところです。

そのような環境下においても、当会は「納税意識の高揚」と「地域社会への貢献」という使命のもと、この1年間、さまざまな事業を着実に進めてまいりました。後ほど、令和7年度の事業報告をいたしますが、税務研修会や各種セミナー、講演会や演奏会など、計画した事業は、全て実施することができ、社会的にも当会の役割を果たすことができたと思っております。

《御来賓の方々》

- ・ 昭和税務署 署長
- ・ 愛知県名古屋南部県税事務所 所長
- ・ 名古屋市金山市税事務所 所長
- ・ 昭和税務連絡協議会 会長(名古屋税理士会 昭和支部長)
- ・ 昭和青色申告会 会長
- ・ 昭和納税貯蓄組合連合会 会長
- ・ 昭和間税会 会長
- ・ 一般社団法人愛知県法人会連合会 専務理事
- ・ 昭和税務署 筆頭副署長
- ・ 昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官



挨拶を述べる神藤会長

これらの取り組みが継続できましたのは、ひとえに皆様の積極的な御参加と御協力の賜物であり、改めて、感謝を申し上げます。

今後とも、昭和法人会の良き伝統を継承しながら、会員が約2,700社という大きな企業の団体として、また、健全な納税者の団体として、社会的責任を果たしてまいりたいと思っておりますし、地域のより多くの企業の皆様に当会の活動を知っていただき、仲間の輪を広げていきたいとも考えております。会員拡大は、活動の活性化や地域への貢献力を高める上でも重要な取り組みです。引き続き、皆様のお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日、御臨席いただきました皆様のますますの御健勝並びに企業の御繁栄を心より祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

小川 洋明 様
末廣 等 様
石本 裕和 様
菅沼 宏司 様
廣瀬 博正 様
児玉 雅彦 様
大久保盛史 様
山田 晴義 様
小原 真也 様
大場 徹也 様



御来賓の小川昭和税務署長



御来賓の末廣愛知県名古屋南部
県税事務所長



御来賓の石本名古屋市金山
市税事務所長



御来賓の菅沼名古屋税理士会
昭和支部長

《感謝状等を受けられた方々》

- ＜昭和税務署長感謝状＞ ・ 鈴木 宏 前常任理事
- ＜愛知県法人会連合会長感謝状＞ ・ 鈴木 宏 前常任理事
- ＜昭和法人会長感謝状＞ ・ 鈴木 宏 前常任理事 ・ 大同生命保険株式会社 ・ AIG 損害保険株式会社
- ＜黄綬褒章受章披露＞ ・ 穂刈 泰男 監事



感謝状を受け取る鈴木前常任理事



感謝状を受け取る大同生命保険株式会社小多様



感謝状を受け取る AIG 損害保険株式会社中村様



黄綬褒章の記念品を受け取る穂刈監事

総会記念講演会

講師：気象予報士・防災士 天達 武史 氏

演題：『天達が見た異常気象と地球温暖化』

第5回通常総会終了後、気象予報士・防災士の 天達 武史 氏をお招きし、「総会記念講演会」を開催しました。

記念講演会には、一般の参加者も含め総会参加者を上回る161名の方が参加され、活況を呈していました。

講師の天達武史氏は、フジテレビの気象防災キャスターとしておなじみの方で、テレビそのままの親しみやすい笑顔とユーモアあふれる語り口に、会場全体が引き込まれていました。

講演では、週間予報の見方や最新データを交えたお話のほか、クイズを取り入れたスライドを見ながらの進行で、天達流の軽快なトークにとても和やかな雰囲気に包まれていました。

参加者は、気候変動を自分事として捉える大切さを改めて感じるとともに、普段聴くことができないお話で勉強させられる貴重な時間でした。



講師の天達武史氏



盛況な記念講演会

昭和税務署人事異動

新編成(幹部職員) 敬称略
令和8年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長
中口 浩孝



公益社団法人昭和法人会の
会員の皆様におかれましては、
ますます御清栄のこととお喜び
申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と
多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋国税局徴収部次長か
ら昭和税務署長を拝命いたしました中口浩孝でございます。

前任の小川同様、よろしく願い申し上げます。

貴会は、昭和25年4月の発足以来、税知識の普及と納税
意識の高揚に大いに寄与され、会員のニーズに沿った税務研
修会の開催、演奏会及び講演会などの社会貢献活動のほか、
次世代を担う子供たちに向けた租税教室や絵はがきコンクール
の実施などに精力的に取り組み、税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援するとともに、地域振興にも大きく貢献され
てこられました。

これもひとえに、神藤会長をはじめ役員の皆様や会員の皆様
の御尽力の賜物であります。心から敬意と感謝の意を表します。

私どもといたしましては、税務研修会への講師派遣や貴会
が開催する各種イベント、租税教育活動への参画など、積極
的に支援させていただく所存であります。

さて、経済活動のグローバル化・デジタル化をはじめとした
構造転換に直面していく中で、様々な制度改正が行われるな
ど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

国税当局におきましては、「あらゆる税務手続きが税務署に
行かずにできる社会」の実現に向けまして、マイナポータル連
携を含めたe-Tax、キャッシュレス納付の利用拡大、更には、
年末調整の電子化を進めているところです。

本年におきましては、特に、源泉所得税に係るキャッシュレ
ス納付の利用拡大に努めてまいりますので、皆様方には、引
き続き、周知・広報に御支援を賜りますよう、お願い申し上げ
ます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会のますます
の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業のますますの御
繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



7月16日・中口署長へご挨拶



筆頭副署長
高野 博行



副署長
平岩 大輔

役 職 名	氏 名	前 役 職
署 長	中口 浩孝	徴収部 次長
筆頭副署長(法人担当)	高野 博行	税務大学校(和光校舎) 総合教育部 教授
副署長(個人・資産担当)	平岩 大輔	敦賀署 総務課長
副署長(総務・管運・徴収担当)	松原 広和	徴収部 徴収課 課長補佐
特別国税徴収官(管運)	織田 康一	総務部 税務相談室 主任相談官
特別国税徴収官(徴収)	長江 良	(留任)
筆頭特別国税調査官(所得)	柳 景一	(留任)
筆頭特別国税調査官(資産)	石川 喜義	総務部 税務相談室 主任相談官
筆頭特別国税調査官(法人)	福田 正人	(留任)
(総務課)		
総 務 課 長	山吉 浩司	課税第二部 資料調査一課 課長補佐
総 務 課 長 補 佐	港 由規	(留任)
総 務 係 長	本田 和也	(留任)
会 計 係 長	伊藤 慎也	昭和署 個人二部門 調査官
(管理運営部門)		
管理運営部門 統括国税徴収官	伊藤 美幸	半田署 管理運営二部門 統括官
(徴収部門)		
徴収部門 統括国税徴収官	和 仁 伸一	伊勢署 徴収部門 統括官
(個人課税部門)		
特別国税調査官(所得)	佐野 新二	(留任)
特別国税調査官(所得)	早川 政志	(留任)
特別国税調査官(所得)	宮田 博一	(留任)
特別国税調査官(所得)	角田 高司	(留任)
特別国税調査官(所得)	春田 真千子	(留任)
特別国税調査官(所得)	広本 充	千種署 個人一部門 統括官
特別国税調査官(所得)	赤岩 佳一郎	総務部 税務相談室 税務相談官
個人課税第一部門 統括国税調査官	駒橋 建一	総務部 人事第一課 人事専門官
個人課税第二部門 統括国税調査官	小笠原 苑香	津島署 個人課税部門 連絡調整官



副署長
松原 広和



法人課税第一統括官
兵藤 沙織

役 職 名	氏 名	前 役 職
個人課税第三部門 統括国税調査官	関 野 幹 夫	昭和省 個人六部門 統括官
個人課税第四部門 統括国税調査官	松 實 克 典	浜松西署 個人三部門 統括官
個人課税第五部門 統括国税調査官	土 屋 み ゆ き	昭和省 個人四部門 統括官
個人課税第六部門 統括国税調査官	早 川 誠	昭和省 個人二部門 統括官
個人課税部門 審理専門官	渡 邊 亮 吾	(留任)
個人課税部門 連絡調整官	黒 川 雄 一	昭和省 個人一部門 記帳指導推進官

(資産課税部門)

特別国税調査官 (資産)	松 本 康	総務部 税務相談室 税務相談官
特別国税調査官 (資産)	横 内 悟	(留任)
資産課税第一部門 統括国税調査官	奥 村 卓 也	総務部 人事第二課 人事専門官
資産課税第二部門 統括国税調査官	永 井 秀 憲	(留任)
資産課税第三部門 統括国税調査官	磯 滋	査察部 査察六部門 主査
資産課税部門 連絡調整官	竹 村 香 織	半田署 資産一部門 総括席席

(法人課税部門)

特別国税調査官 (法人)	熊 谷 益 良	(留任)
特別国税調査官 (法人)	所 基 裕	一宮署 特官(法人)
特別国税調査官 (法人)	竹 内 友 信	(留任)
特別国税調査官 (法人)	池 田 正 典	半田署 特官(法人)
法人課税第一部門 統括国税調査官	兵 藤 沙 織	尾張瀬戸署 法人一部門 統括官
法人課税第二部門 統括国税調査官	松 原 正 和	名古屋中署 法人課税部門 連絡調整官
法人課税第三部門 統括国税調査官	林 秀 二	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	長 江 明 洋	一宮署 法人二部門 統括官
法人課税第五部門 統括国税調査官	後 藤 祥 子	(留任)
法人課税第六部門 統括国税調査官	岡 山 知 則	小牧署 法人六部門 統括官
法人課税第七部門 統括国税調査官	平 野 勝 久	刈谷署 法人六部門 統括官
法人課税部門 審理専門官	山 田 慎 哉	半田署 法人一部門 統括官
法人課税部門 連絡調整官	渡 邊 慶 子	名古屋西署 総務課 課長補佐

退任のご挨拶

前昭和省税務署長
小 川 洋 明



公益社団法人昭和省法人会の皆様方には、昨年7月に署長として着任以来、大変お世話になりました。

この度の定期人事異動により、昭和省税務署長を最後に税務行政の第一線を退くことになりました。1年という短い期間ではありましたが、温かい御支援と多大な御協力を賜り、円滑な税務行政の推進を図ることができましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

思えば、昭和63年4月に名古屋国税局に採用され、同年6月に昭和省税務署に赴任して以来、様々な仕事を経験させていただき、多くの方々との出会いがございました。その中でもとりわけ最後の1年間で、この歴史ある昭和省法人会の皆様方と共に過ごせたことは、大変光栄に感じております。

この1年間、昭和省法人会の皆様方には、良き経営者を目指す者の団体として、税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただきました。税務・企業経営に関する研修会の開催、児童・生徒に対する租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクール作品募集、各地の市民まつりでのイベント開催など、皆様方からいただきました多くの税務支援に、改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により大きく変化しております。

こうした状況におきましても、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を実現していくため、社会経済の変化に柔軟に対応し、様々な課題に的確に対応していくことが重要であると考えております。

「税知識の普及」「納税意識の高揚」を理念に掲げられている皆様の積極的な活動並びに教育現場における租税教育の推進など、引き続き昭和省法人会の皆様方の御協力が不可欠であると考えておりますので、今後とも、税務行政へのお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人昭和省法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。



7月2・3日・小川前署長へご挨拶

新署長インタビュー

INTERVIEW

●令和8年8月7日(金) 昭和税務署 署長室



新署長 中口 浩孝 氏

〈プロフィール〉

中口 浩孝(なかぐち ひろたか)

生年月日 昭和42年2月4日生(59歳)

出身地 三重県

職 歴

昭和60年4月 名古屋国税局採用

平成28年7月 四日市税務署 副署長

平成30年7月 豊橋税務署 筆頭特別国税徴収官(徴収担当)

令和 元年7月 名古屋国税局 徴収部 特別国税徴収官

令和 3年7月 名古屋国税局 徴収部 特別整理第四部門 統括国税徴収官

令和 4年7月 名古屋国税局 徴収部 機動課長

令和 5年7月 伊予三島税務署長

令和 6年7月 名古屋国税局 徴収部 徴収課長

令和 7年7月 名古屋国税局 徴収部 次長

令和 8年7月 昭和税務署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味などについてお聞かせください。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

出身は三重県伊勢市です。現在は仕事の関係で名古屋に単身赴任しており、気がつけばその生活も通算24年目になりました。そろそろ単身赴任生活も卒業したいと思っていますところ。

家族は、自宅で暮らす妻と、息子が独立する際に残していた高齢の雌猫がおります。

趣味はスポーツ観戦です。また、子どもたちが小学生

の頃にスポーツ少年団で活動していたことが縁で、現在も地元へ戻った週末には地域の小学生たちとサッカーやフットサルを楽しんでいます。

幼少期は、両親が共働きだったこともあり、祖父母に見守られながら育ちました。今は亡き祖父母には大変お世話になりました。田舎育ちでしたので、毎日のように田畑を走り回り、自然の中で元気いっぱい過ごしていました。

学生時代はバレーボール部に所属し、仲間たちと練習に打ち込んでいました。また、今ではすっかり弾く機会がなくなりましたが、コピーバンドを組んでギターやベースを演奏していたこともあります。スポーツや音楽を通じて多くの仲間に恵まれ、充実した学生生活を送ることができました。

2 昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署管内は、昭和区、瑞穂区、天白区に加え、日進市、長久手市、東郷町を擁する、歴史と発展性が調和した魅力ある地域であると感じています。大学や研究機関が多く集積し、教育・学術の拠点としての顔を持つ一方、閑静な住宅地が広がり、多くの住民の皆様が安心して暮らす良好な生活環境が形成されています。さらに、近年は人口増加や都市基盤整備が進み、若い世代や新たな事業者の進出も見られるなど、活力に満ちた地域でもあります。昭和税務署管内は、地域に根差した中小企業から先進的な事業活動を行う事業者まで多様な納税者に支えられており、地域経済の発展とともに大きな可能性を秘めていると感じています。

3 これまで多くの要職を務められておりますが、この度、昭和署長として着任され、署長として心掛けられていることや抱負などをお聞かせください。

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を組織運営の根幹に据え、署長として公平・公正な税務行政の推進に全力を尽くします。

また、職員一人ひとりが誇りと使命感を持って能力を最大限発揮できる職場づくりに努め、人材育成と組織力の向上を推進したいと思います。地域社会や関係機関との連携を深め、社会経済環境の変化にも的確に対応しながら、国民から信頼される税務署運営に邁進してまいります。

4 本事務年度の税務行政の運営に当たって、重要な課題はどのようなことでしょうか。

税務行政を取り巻く環境は、デジタル化やキャッシュ



インタビューの様子



中口署長と広報委員

(左から)

広報委員 後藤 秀臣
 広報委員長 吉田 英晃
 中口税務署長
 広報副委員長 神谷 陽志
 広報委員 上村 美恵

レス化の進展によって大きく変わっています。税務手続きのオンライン化が進み、納税者の皆様にとって便利な環境が整いつつある一方で、電子商取引やキャッシュレス決済など取引の形も多様化しており、それに的確に対応していくことが求められています。

また、限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するためには、データ分析等を活用しながら業務の効率化を進めることも重要な課題であると感じております。

5 過去に印象に残ったお仕事や勤務地などがありますか。

これまでいくつかの勤務地を経験してきましたが、特に印象に残っているのは、愛媛県四国中央市（旧伊予三島市）で、税務署の署長を務めた時のことです。

愛媛県というと、多くの方がまず「みかん」を思い浮かべるかもしれません。しかし、伊予三島は四国の瀬戸内側に位置し、一般的な愛媛のイメージとは少し異なる地域です。日本三大局地風の一つともいわれる「やまじ風」が吹くことで知られ、日照時間などの気象条件にも特徴があります。

そのような環境を活かして栽培されているのが、地域の特産品である里芋「伊予美人」です。品質の高いブランド里芋として知られ、秋の収穫時期ともなれば、河原で「いもたき」なる鍋パーティーが開催されるなど、赴任中には地域の魅力や産業について学ぶ機会を多くいただきました。

また、瀬戸内海に面した海岸線から眺める景色は今でも忘れられません。穏やかな海に浮かぶ島々が織りなす風景は本当に美しく、季節や時間帯によってさまざまな表情を見せてくれました。仕事で赴任した土地でしたが、その土地ならではの自然や人々との出会いに恵まれ、公私ともに思い出深い勤務地となっています。

6 若い職員が多いとお聞きしますが、どのようなご指導をされますか。

若手税務職員の育成は、これからの税務行政を支える上で重要な課題です。税務を取り巻く環境は年々変化しており、税法の知識だけでなく、デジタル化への対応力やコミュニケーション能力も求められています。その

ため、日々の業務や調査事務を通じて経験を積みせるとともに、疑問や悩みを気軽に相談できる環境づくりが大切だと思っています。また、一人ひとりの成長段階に応じて助言や支援を行い、成功体験を積み重ねることで、自信と責任感を育てていきたいと考えています。

7 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

私が日頃から大切にしている言葉は、「一期一会」です。

この言葉には、「この瞬間の出会いや機会は、一生に一度のものかもしれない」という意味が込められています。人との出会いはもちろん、仕事でのご縁や経験も、全く同じ形で再び訪れることはありません。

そのため私は、一つひとつの出会いや機会を「二度とないもの」と考え、その時にできる最善を尽くすことを心掛けています。

8 昭和法人会に期待されることはありますか。

今後も、法人会が地域の企業と税務行政を結ぶ重要な架け橋として、税に関する正しい知識の普及啓発やe-Taxの利用促進、税務コンプライアンスの向上に積極的な役割を果たしていただくことを期待しております。また、会員企業相互の連携を通じて、健全な企業経営と適正な申告・納税の推進に取り組んでいただくことで、地域経済の発展と公平な税負担の実現に一層御尽力いただきたいと思います。

9 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

昭和法人会の皆様には、これまでも適正な申告・納税制度の普及や税知識の向上、さらには地域社会への貢献活動を通じて、税務行政に多大な御理解と御協力をいただいていることに深く感謝申し上げます。

今後とも、昭和法人会の皆様と連携を深めながら、適正・公平な税務行政の実現に取り組んでまいりますので、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたします。

新筆頭副署長インタビュー

●令和8年8月7日(金) 筆頭副署長室

INTERVIEW



新筆頭副署長 高野 博行 氏

〈プロフィール〉

高野 博行 (たかの ひろゆき)

職 歴

平成 4年4月 名古屋国税局採用
平成26年7月 半田税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
平成28年7月 名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 主査
平成30年7月 刈谷税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
令和 元年7月 名古屋国税局 課税第一部 統括国税実査官 総括主査
令和 3年7月 高山税務署 総務課長
令和 4年7月 名古屋国税局 総務部 総務課 課長補佐
令和 6年7月 税務大学校 総合教育部 教授
令和 8年7月 昭和税務署 筆頭副署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味などについてお聞かせください。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしょうか。

私は石川県の能登地方出身で、高校卒業後、名古屋国税局に採用されました。

最初の赴任先が岐阜県内の税務署であったことから、現在も岐阜市内に自宅を構えています。

家族は、妻と子ども3人の5人家族です。長男は大学進学を機に家を離れましたが、就職・転勤を経て、現在は8年ぶりに同居しています。長女と次女は、それぞれ就職と大学進学を機に家を離れ、新たな環境で生活しています。

趣味はランニングで、今年3月には東京マラソンを完走することができ、とても大きな達成感がありました。これからも、健康づくりを兼ねて、定期的に大会へ参加していきたいと思っています。

2 着任され、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

大学が多く立地し、若者が集まる活気にあふれる地域という印象があります。

管内での思い出として特に印象に残っているのは、2005

年に開催された愛・地球博です。長蛇の列に並び、マンモスをほんの一瞬だけ見学したことは、今でも懐かしい記憶として残っています。

現在、その会場はジブリパークとして、友人や家族が集う楽しい空間へと生まれ変わり、今でも多くの方々に親しまれる場所となっています。私以外の家族は既に訪れており、私自身も機会を見つけて足を運びたいと思っています。

3 昭和税務署で勤務する上での抱負などがありますか。

日々の業務の中で職員同士が積極的に対話し、疑問や課題を共有できる風通しのよい職場環境をつくることが重要だと考えています。若手職員には新しい視点で物事を考えるとともに行動力を発揮してもらい、ベテラン職員には経験に基づく的確な助言や指導を通じて組織を支えていくことで、それぞれの強みを生かした職場づくりを進めていきたいと思っています。

4 これまでに、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

今までの仕事の中で特に印象に残っているのは、前任地である税務大学校において、教授として勤務したことです。

私が担当したのは、全国から選抜試験を経て集まった職員が受講する研修でした。

研修期間は1年間に及びます。その間、共に学び、切磋琢磨した研修生同士には強い連帯感や結束力が生まれます。研修を通じて培われたチームワークや人的なつながりは、今後の組織を支える大きな力になるものと感じています。

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

座右の銘というほどのものはありませんが、私が大切にしているのは「努力を継続すること」です。

今回のように異動直後は、新しい職場や業務に対応するため自然と懸命に取り組みます。しかし、仕事に慣れてくると、当初の緊張感や向上心が薄れ、努力を怠ってしまうこともあります。

だからこそ、慣れた時こそ初心に立ち返り、学び続ける姿勢を持ち続けることが大切だと感じています。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会の皆様には、日頃から研修会や講演会の開催など、税知識の普及と納税意識の高揚に向けた活動に大変御尽力いただき、誠にありがとうございます。

また、地域に根差した社会貢献活動にも積極的に取り組まれており、昭和法人会の皆様が地域の中で果たしておられる役割の大きさを改めて感じております。

今後とも、神藤会長をはじめ役員の皆様、会員の皆様と連携を深めながら、地域社会における税への理解と信頼の輪を広げていけるよう努めてまいりますので、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新法人課税第一統括官インタビュー

INTERVIEW

●令和8年8月7日(金) 昭和税務署 事務室



新法人課税第一部門 統括国税調査官 兵藤 沙織 氏

〈プロフィール〉

兵藤 沙織(ひょうどう さおり)

職 歴

平成12年4月 名古屋国税局採用
平成26年7月 昭和税務署 法人課税第四部門 上席国税調査官
平成27年7月 昭和税務署 法人課税第三部門 上席国税調査官
平成30年7月 名古屋国税局 査察部 査察総括第二課 国税査察官
令和2年7月 名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 主査
令和5年7月 熱田税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官
令和6年7月 尾張瀬戸税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
令和8年7月 昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味などについてお聞かせください。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしょうか。

出身は三重県員弁郡東員町で、現在は名古屋市で暮らしています。家族は、夫と子ども2人の4人家族です。子どもは中学2年生と高校1年生で、今年は上の子の高校受験がありましたが、無事に終わり、ようやく一安心しているところです。

自宅では猫を飼っており、毎日たくさんの癒やしをもらっています。ただ、かわいさのあまりつい構いすぎてしまうためか、最近は少し距離を置かれているような気がします。

趣味は漫画を読むこととサウナに行くことです。サウナでしっかり汗を流した後、休憩スペースでゆっくり漫画を読む時間が何よりの楽しみで、心も体もリフレッシュしています。

幼少期は周囲を田んぼに囲まれたのどかな環境で育ちました。当時は虫や生き物にも平気で触れていましたが、名古屋での生活が長くなった今では、すっかり虫が苦手になってしまいました。

2 着任され、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署には、平成26年から29年までの4年間勤務した経験があり、再び勤務することとなり、とても懐かしく感じています。管内は、住宅地、商業地域、工業地域がバラ

スよく共存する活力ある地域であると感じています。また、教育機関や医療機関が集積する文教地区やスポーツ施設にも恵まれており、若い世代や子育て世帯が多く暮らす、住みやすいまちという印象を持っています。

前任地の尾張瀬戸税務署は職員数が40名程度でしたが、昭和税務署は法人課税部門だけでも約50名の職員が在籍しており、その規模の大きさに改めて驚いています。

3 昭和税務署で勤務する上での抱負などがありますか。

統括官として、これまでの経験を生かしながら、適正・公平な課税の実現に努めていきたいと考えています。また、若手職員の育成も私の大切な役割だと思っています。

若手職員が気軽に相談でき、失敗を恐れずチャレンジできる職場環境づくりを心掛けながら、一人ひとりが成長できるよう後押ししていきたいと思います。私自身も日々学ぶ姿勢を忘れず、より良い税務行政の実現に貢献していきたいと考えています。

4 これまでに、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

これまで税務署や国税局の様々な部署で勤務させていただき、上司や先輩はもちろん、後輩からも多くのことを学ばせていただきました。

特に前任地の尾張瀬戸税務署では、法人一統括として法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と様々な活動に携わらせていただき、多くの貴重な経験を積むことができました。中でも、9月に瀬戸市で盛大に開催される「せともの祭」では、猛暑の中で税金クイズを実施したことや、税の絵はがきコンクールの審査など非常に印象に残っています。

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

座右の銘は特にありませんが、職場に入って1年目の頃、当時の統括官に、『「1」と「2」の差はそれほど大きくないが、「0」と「1」の差は非常に大きい。どのような仕事も経験しているのとしていないのとでは大きな違いがある。だから、失敗を恐れず何でもチャレンジしなさい』と指導を受けました。この言葉は今でも強く心に残っており、新しい仕事や困難な課題に直面した際には、まず一歩を踏み出すことを大切にしています。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育・税の啓発活動をはじめ、地域社会への貢献活動にも積極的に取り組まれており、地域に根差した公益性の高い団体として、会員企業はもとより地域社会の発展に大きく貢献されております。

今後も魅力ある法人会活動を通じて、地域社会の発展と活性化に資する様々な事業を展開されることを期待しております。私も税務行政に携わる者として、法人会の皆様との連携を一層深め、微力ながらその活動のお役に立てればと考えております。

■ 第5回通常総会

令和8年4月14日(火) メルパルク名古屋

4月14日(火)、メルパルク名古屋にて「第5回通常総会」を開催しました。

総部会員数76名のうち、参加者65名(うち委任状21名)で、総会は有効に成立しました。

冒頭、川崎青年部会長が挨拶し、この1年間を振り返り、無事部会長を務めあげることができたのは、部会員の皆様の御協力のおかげと感謝の意を述べられるとともに、今後の青年部会に対する熱い思いを述べられました。

議案の審議では、川崎部会長が議長となり、第1号議案「令和7年度事業報告」、第2号議案「令和7年度決算」、第3号議案「令和8年度事業計画(案)」、第4号議案「令和8年度予算(案)」、第5号議案「役員補充選任(案)」がそれぞれ上程され、いずれも満場一致にて承認可決されました。

総会閉会后、この総会にて卒業される5名の方に記念品を贈呈し、総会の幕を閉じました。

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己



挨拶を述べる川崎青年部会長



青年部会員勢揃い



卒業生と記念撮影

■ 拡大推進教養講座

令和8年1月28日(水) THE CONDER HOUSE

●講師／株式会社Wo-one代表 犬飼奈津子 氏

●演題／『未来を切り開く“PRの力”』

1月28日(水)、THE CONDER HOUSEにおいて、御来賓として、昭和税務署より筆頭副署長の小原真也様、法人課税第一部門統括官の大場徹也様、本会より青年部会担当副会長の伊勢村昌吾様をお迎えし、青年部会拡大推進教養講座を開催しました。

今回の講演会は、株式会社Wo-one代表の犬飼奈津子様をお迎えし、「未来を切り開く“PRの力”」と題して御講演いただきました。犬飼氏は、ジェイアール名古屋タカシマヤで15年間広報を担当され、その後起業された方で、人や企業のステージを上げるためには、「広報・PRの力が重要」と話されました。犬飼氏の御講演は、今後の経営においてとても貴重なお話でした。

講演会後の意見交換会では、本年度の新規入会者6名と入会予定者7名が紹介され、青年部会員から会活動をより分かりやすく説明しました。また、意見交換会の中で、中村税理士による「税金トリビア!」と題し、クイズ形式による税務研修会を開催し、法人会が税の啓蒙活動も行っていることを実感していただきました。

新規入会者や入会予定者とも和んで終始盛り上がり、有意義な時間を過ごすことができました。

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己



講師の犬飼奈津子氏

■ 租税教室

令和8年 5月12日(火)	昭和三十九年	御器所小学校(講師：末定 茂)
令和8年 5月13日(水)	瑞穂区	高田小学校(講師：黒宮 淳司)
令和8年 5月28日(木)	昭和三十九年	御剣小学校(講師：黒宮 淳司)
令和8年 6月 3日(水)	瑞穂区	中根小学校(講師：谷川 隼太)
令和8年 6月16日(火)	瑞穂区	堀田小学校(講師：山本 亮)
令和8年 6月18日(木)	昭和三十九年	八事小学校(講師：菱田 豊)
令和8年 6月24日(水)	昭和三十九年	広路小学校(講師：菱田 豊)
令和8年 11月26日(木)	瑞穂区	井戸田小学校(講師：秋田 森童)



1億円レプリカにビックリ！

毎年、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室を行っています。この活動は青年部会員が講師となり管内の小学校に伺い、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために実施しており、今年度は、前年度を上回る合計8校で18コマ600名を対象としています。

講師として派遣される青年部会員は、事前に税務署が主催する講師養成研修を受講するとともに、青年部会独自で模擬授業を実施するなど、しっかり準備をして臨んでおり、前年度に租税教室を実施した学校の教諭から、同じ講師を派遣してほしいと要望があるなど、その成果が表れています。

授業を受けた児童らは、皆、真剣な眼差しで講師の話を聞いてくれ、授業の中で1億円のレプリカを持つ体験コーナーも設け、児童たちは「税の重み」を実感していました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようになることを目標に、租税教育活動に励んでいます。



御器所小学校での租税教室の様子

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己

■ 昭和法人会親睦ゴルフコンペ

令和8年6月6日(土) レイクグリーンゴルフ倶楽部

6月6日(土)、レイクグリーンゴルフ倶楽部にて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催しました。

本会役員の方々やOB会員の先輩方、また、新しく入会された部会員にも御参加いただき、昨年を上回る総勢27名のエントリーとなりました。当日の天気はあいにくの曇りでしたが、最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となりました。結果は、令和7年度に新規入会された野松不動産㈱の野崎松史さんが優勝されました。野崎さん、優勝おめでとうございます！

来年も、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己



恒例の親睦ゴルフコンペ

第22回 愛知県連親睦ゴルフコンペ



令和8年7月7日(火) ナガシマカントリークラブ

■ 団体戦で **準優勝!!**

(第20回大会の初優勝以来、2年ぶりの好成績!!)

(団体戦選手)川崎諾、後藤秀臣、森重人、谷川隼太(敬称略)

■ 個人戦で **森 重人** さんが **優勝!!**

(昭和法人会では初の快挙!!)

■ 第5回通常総会

令和8年4月24日(金) メルパルク名古屋



挨拶を述べる川村女性部会長



記念講演会での小川署長

4月24日(金)、メルパルク名古屋にて「第5回通常総会」を開催しました。

総部会員数28名のうち、参加者25名(うち委任状11名)で、総会は無効に成立しました。

冒頭、川村女性部会長が挨拶し、令和7年度は、全ての行事が無事開催でき、令和8年度は、精力的に事業活動を行い、より親しみやすく楽しく参加できる女性部会を目指していくと抱負を述べました。

議案の審議では、川村部会長が議長となり、第1号議案「令和7年度事業報告及び収支決算承認の件」、第2号議案「令和8年度事業計画(案)及び予算(案)承認

の件」がそれぞれ上程され、いずれも満場一致にて承認可決されました。

また、本会からは神藤会長に御挨拶を、来賓として昭和税務署長の小川洋明様からご祝辞をいただき、総会に花を添えていただきました。

総会終了後、「所得税の控除から読み解く、日本人の暮らしと時代」というテーマで、小川署長様による総会記念講演会を行いました。

小川署長様のとても興味深く、素晴らしいお話を拝聴しまして、税の歴史を知り、もっと税について興味深く見ていこうという気持ちになりました。

■ 7月例会「税務研修会」

令和8年7月28日(火) 岡谷鋼機名古屋公会堂

7月28日(火)、7月例会として「税務研修会」を岡谷鋼機名古屋公会堂にて開催しました。

「税務研修会」の講師として、7月10日に新しく昭和税務署の法人課税第一統括官として就任された兵藤沙織様をお迎えして、「税制改正及び誤りやすい主な事項について」と題して御講演いただきました。

兵藤統括官様には、定期人事異動後の大変お忙しい中、お越しいただきました。プロフィールなどを含めた自己紹介をされた後、国税の職場でいろいろなお仕事をされてきた経験から、令和8年度税制改正のうち、必ず知っておきたい事項を中心に分かりやすく説明いただくとともに、税務に関する処理の中で、誤りやすい事例をあげながら具体的に説明していただきました。短い時間ではありましたが、部会員からは参考になる事項ばかりで、「今後の事務処理の参考にしていきたい」「間違いない処理をしていきたい」という声が多々上がっていました。



税務研修会の様子



講師の法人課税第一統括官・兵藤氏

■ バス研修見学会

令和8年5月19日(火) 松下資料館での特別講話 旧竹林院庭園、芙蓉園での創作ゆば料理

5月19日(火)、バス研修見学会を開催し、一般参加者16名を含む29名が参加しました。

今回の研修では、松下資料館を訪問し、館長による特別講話を拝聴しました。

映像資料を交えながら語られたのは、

- ・松下幸之助の生涯
- ・経営観・人間観・社会観
- ・企業を超えて社会全体を見つめる視点

といった幅広いテーマ。



松下資料館

館長の身振り手振りを交えた熱意あふれる語り口に、参加者は自然と引き込まれ、会場には感嘆の声が何度も上がりました。

講話後には活発な質疑応答が行われ、松下幸之助の考え方や時代背景への理解をさらに深めようとする姿が見られました。展示コーナーにおいても、多くの参加者が足を止め、資料にじっくり目を通す様子があり、「もっとお話を聞きたかった」「松下幸之助についてさらに知りたい」「ぜひまた来館したい」といった声が寄せられ、学びの時間がより充実したものとなりました。

また、当日は天候にも恵まれ、国指定名勝庭園である旧竹林院や芙蓉園を散策しました。

庭園の新緑がひとときわ鮮やかに輝き、参加者からは思わず笑みがこぼれ、日常の喧騒を忘れさせてくれる癒やしの時間となりました。

昼食は芙蓉園にて創作ゆば料理をいただきました。やさしい味わいの料理を囲みながら、部会員同士の会話も自然と弾み、和やかな雰囲気の中で親睦を深めることができました。

学びと交流が充実した今回の研修見学会は、参加者にとって大変有意義な1日となりました。



芙蓉園



旧竹林院



初級簿記教室

- 令和8年6月8日(月)から8月3日(月) 9回講座
- 中小企業振興会館
- 講師／税理士 若月康代 氏



講師の税理士 若月康代氏

6月8日(月)に「第45回初級簿記教室」を中小企業振興会館にて開講しました。
この簿記教室は、6月8日(月)から8月3日(月)までの間に、延べ9回の講座で、本年度は11名が参加しました。
この事業は、長年、昭和法人会主催で実施している社会貢献事業で、会員以外の一般の方も対象に参加を募っており、新たに経理担当になられた方や簿記の基本を習得したい方を対象に、毎年開講している伝統ある行事です。
本年も、税理士の若月康代氏に講師をお願いし、「複式簿記の原理と伝票会計の基礎実務」をテーマに、日商簿記ゼミ3級のテキストを基に分かりやすく説明をしていただきました。
この研修の参加者は、日本商工会議所簿記検定3級の合格を目指し、電卓とペンを片手に熱心に受講されていました。

初任者のための税務研修会

- 令和8年6月10日(水)
- 中小企業振興会館
- 講師／社会保険労務士 目方敏広 氏
昭和税務署 法人課税第七部門
国税調査官 太刀川正則 氏



講師の社会保険労務士 目方敏広氏



講師の昭和税務署 太刀川氏

6月10日(水)、中小企業振興会館にて、新入社員の方や初めて経理事務や給与関係事務を担当された方などを対象に、源泉徴収事務や健康保険などの労務管理の基礎を学んでいただくための税務研修会を開催し、36名の方が受講されました。

この研修会は、給与から天引きされる源泉所得税の仕組みや健康保険などの労務管理の基礎知識について、実務事例を紹介しながらの研修で、これまで税法や労務管理に関する接点の少ない方々が受講されています。

講師には、昭和税務署の源泉所得税の担当官及び社会保険労務士の目方敏広氏にお願いしました。

参加者は、各種事務の初任者であることから、講師の説明を真剣な眼差しで拝聴し、メモを取りながら熱心に受講されていました。

「令和8年度税制改正の実務ポイント」税務研修会

- 令和8年6月17日(水)～19日(金)
- 昭和ビル9階大ホール
- 講師／税理士法人 名南経営
理事長・税理士 安藤教嗣 氏



研修会の様子



講師の安藤税理士

6月17日(水)から19日(金)の3日間、名古屋中法人会及び千種法人会と共催の「令和8年度税制改正の実務ポイント」税務研修会を昭和ビル9階大ホールにて開催したところ、272名(昭和法人会からは昨年を上回る46名)の方が受講しました。

研修会では、令和8年度の税制改正のポイントを講師の税理士法人名南経営の理事長 安藤教嗣税理士がオリジナルテキストに基づき、税制改正の背景を含め、改正のポイントを中心に分かりやすく説明していただきました。

経理などの実務を担当されている受講者の皆さんは、真剣な眼差しで講師の説明を聞いていました。各税法は毎年改正されていますが、税制改正に後れをとらないように、この研修がその一助となれば幸いです。

「デジタルインボイスの基礎的知識」税務研修会

- 令和8年6月24日(水)
- 昭和ビル9階大ホール
- 講師／株式会社TKC
企業情報営業本部 本部長 富永倫教 氏

6月24日(水)、名古屋中法人会及び千種法人会と共催の「デジタルインボイスの基礎的知識」税務研修会を昭和ビル9階大ホールにて開催したところ、71名(昭和法人会からは22名)の方が受講しました。

研修会では、デジタルインボイス推進協議会(EIPA)より、株式会社TKC企業情報営業本部 本部長の富永倫教様を講師にお迎えしました。富永様は、デジタルインボイスの普及に深く関わってこられた専門家で、デジタルインボイスの概要、メリット・デメリット及び導入手順など実務に役立つポイントを丁寧に解説していただきました。

「名前は聞けるけど、実はよく分からない…」「会社として何を準備すればいいのか気になっている」という方にも、分かりやすく学べる内容になっており、受講生の皆さんは、真剣な眼差しで講師の説明を聞いていました。



研修会の様子



講師の富永倫教氏

新設法人説明会

- 令和8年6月25日(木)
- 中小企業振興会館
- 講師／昭和税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 近藤里絵 氏

6月25日(木)、昭和税務署と共催し新たに会社を設立(起業)された方を対象に、「新設法人説明会」を中小企業振興会館にて開催しました。

今回は、令和7年1月から12月までの1年間に設立された会社に御案内を差し上げたところ、31社36名の方の参加がありました。「法人税」「消費税」「源泉所得税」「印紙税」など入門編ではありますが、会社の経営に密接に関わることから、講師を務めた昭和税務署担当官の話に真剣に耳を傾けていました。

講義終了後には、講師に質問の列ができるなど、税金に対する関心の高さが表れていました。

また、共催した昭和法人会も資料提供のほか、法人会加入のメリットを詳しく説明し、入会案内を行うなど有意義な説明会となりました。



研修会の様子



講師の昭和税務署 近藤氏

市内9法人会合同講演会

●令和8年1月27日(火)

Niterra 日本特殊陶業市民会館フォレストホール

●講師／元衆議院議員 金子恵美氏

●演題／「許すチカラ」

名古屋市内9法人会合同講演会では、金子恵美氏が「許すチカラ」をテーマに講演されました。金子氏は、許すことを「人を信じ直す力」と捉え、相手が逃げずに責任と向き合う姿勢があつてこそ成り立つと述べました。ご自身の経験を通じて、背景を想像し理解しようとする姿勢の重要性にも触れられました。また、経営においても感情だけで判断せず、人が変わる可能性を見極めるリーダーシップが求められると強調されました。許すことは弱さではなく、未来に向けて人を信じる強さであると締めくくられました。

(文責：昭和法人会)



講師の元衆議院議員 金子恵美氏

第14回支部合同狂言鑑賞会

●令和8年2月21日(土) 名古屋能楽堂

●出演者／和泉流 野村派 野村又三郎一門

●演 目／お話「鑑賞の手引き」・狂言「牛馬」・狂言「人を馬」

2月21日(土)、今年度で14回目となる恒例の「狂言鑑賞会」を、汐路・瑞穂ヶ丘・田光・津賀田・萩山・円上・北山・川名駒方の8支部が合同で地域社会貢献事業として企画し、名古屋能楽堂にて開催しました。

出演者は、和泉流十四世 野村又三郎様をはじめ、松田高義様、野口隆行様、奥津健太郎様、野村小三郎様、奥津健一郎様、野間隆運様をお迎えしました。

当日は、過去最高となる354名の皆様に御参加いただき、会場は大変な賑わいとなりました。

冒頭に主催支部を代表して田光支部の小島直之支部長(日本パッキング株)の開会の挨拶に続き、野村又三郎氏から狂言の由来や本年の演目についてお話いただきました。

今回上演された演目は「牛馬」(ぎゅうば)と「人を馬」(ひとをうま)の2本。いずれも人間味あふれるやり取りや、言葉遊びの妙が光る作品で、会場にはたびたび笑いが起こりました。

鑑賞後には、

「言葉は古いのに不思議と分かりやすく、役者の表情や動きに引き込まれた」

「初めての狂言だったが、想像以上に面白かった」

といった感想も寄せられ、伝統芸能の親しみやすさを改めて感じる機会となりました。

今後も、地域の皆様楽しんでいただける社会貢献活動を続けてまいります。

今年度も、2月に開催する予定ですので、是非、多くの皆様に御来場いただきたいと思います。

(詳細は19ページの案内をご覧ください。)



鑑賞の手引き(野村又三郎氏)



狂言「牛馬」



狂言「人を馬」

愛知ブロック連絡協議会講演会

- 令和8年2月6日(金) 東郷町商工会館
- 講師／(株)ネクストスタンダード 代表 齊藤正明 氏
- 演題／「日本一のマグロ船長に学ぶ！社員が喜んで働く仕掛けの秘密
～狭くて不便な環境だからこそ培われた知恵～」

昭和法人会愛知ブロック連絡協議会（東郷支部主管）では、2月6日（金）、(株)ネクストスタンダード代表の齊藤正明氏をお迎えして、東郷町商工会館 2階研修室にて講演会を開催しました。

講演会は、「日本一のマグロ船長に学ぶ！社員が喜んで働く仕掛けの秘密～狭くて不便な環境だからこそ培われた知恵～」と題して御講演いただきました。齊藤氏は、当時の上司の命令でマグロ船に乗ることになり、その過酷な環境の中での経験から、社員を褒めることの重要性、また、褒める際の基準を決めておくことの大切さについて、クイズを交えてお話ししていただき、参加者は、最後まで大変興味深く聴くことができました。

この講演会の後、小川洋明昭和税務署長様から確定申告期間の直前でもあることから、確定申告における留意事項について御説明いただきました。早期提出とキャッシュレス納付の重要性について改めて理解しました。



講師の齊藤正明氏



講師の小川署長



講演会の様子

確定申告期の街広報報活動

- 令和8年2月17日(火)・18日(水)
- 昭和税務署管内一円

青年部会では、2月17日(火)の午後及び18日(水)の終日、昭和税務連絡協議会が主催している広報車による街宣活動を管内一円にわたり実施しました。

この広報活動は、所得税等の確定申告時期を迎え、申告期限の周知と早期提出、さらには期限内納付を管内の納税者に呼び掛けるために実施しているものです。

18日の午前には、神藤会長がお越しになり、担当者に対して激励の言葉を掛けてくださいました。

担当した青年部会員は、緊張した面持ちで安全運転を肝に銘じ、それぞれの担当地域をいかに効率的に巡回するかを考慮しながら街宣広報活動を行いました。拡声器から流れる大きな声で、期限内申告と期限内納付の一助になったものと思います。



街宣広報に出発する青年部会員

《ご案内》

女性部会・社会貢献事業
「プレミアムコンサート」
のご案内

女性部会では、恒例の社会貢献事業「プレミアムコンサート」を開催します。

多くの皆様の御参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月22日(木) 13時30分開演
- 開催場所 昭和 문화 小劇場 (昭和区花見通 1-41-2)
- 出演者 しゅう さえこ(ヴォーカル)／
丸山 和範(ピアノ)
亀山 佳音(マリンバ)／岸田 彩音(マリンバ)
特別ゲスト ト部 茂子／栗原 幸江
- 定員 300名
- 参加費 無料(会員以外の方も参加できます)



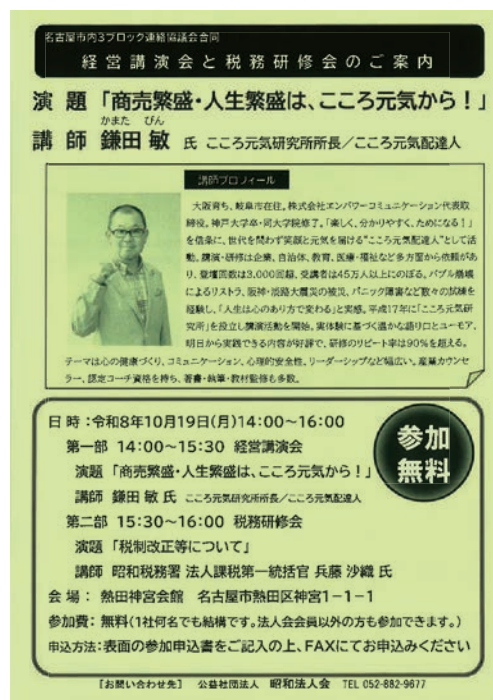
「プレミアムコンサート」のご案内

名古屋市3ブロック連絡協議会合同 「経営講演会と税務研修会」 のご案内

名古屋市3ブロック（昭和・瑞穂・天白）連絡協議会では、「経営講演会と税務研修会」を開催します。

多くの皆様の御参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月19日(月) 14時00分開演
- 開催場所 熱田神宮会館(熱田区神宮1-1-1)
- 出演者 第1部「経営講演会」
- 演題 「商売繁盛・人生繁盛は、
こころ元気から！」
- 講師 こころ元気研究所 所長／
こころ元気配達人
鎌田 敏(かまた びん)氏
- 第2部「税務研修会」
- 演題 「税制改正等について」
- 講師 昭和税務署
法人課税第一統括官
兵藤 沙織 氏
- 参加費 無料(会員以外の方も参加できます)



「鎌田 敏 氏 経営講演会」のご案内

《ご案内》

第15回8支部合同 「狂言鑑賞会」の ご案内

8支部合同行事の「狂言鑑賞会」は、今年度も以下のとおり2月に開催する予定です。

演目、申込方法などは、チラシ及び当会ホームページにてご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

- 開催日時／令和9年2月20日(土)
- 開催場所／名古屋能楽堂(中区三の丸1-1-1)
- 出演者／和泉流 十四世野村又三郎一門
- 参加費／無料(会員以外の方も参加できます)



狂言「牛馬」の一場面



狂言「人を馬」の一場面

「市内9法人会合同講演会」のご案内

年2回開催している「市内9法人会合同講演会」の1月開催のご案内です。

- 演 題 **災害を生き抜くために
～テント村という選択肢～**

- 講 師 アルピニスト **野口 健**(のぐち けん)

開催日時 令和9年1月26日(火)

開催場所 Niterra 日本特殊陶業市民会館
フォレストホール

参加費 無料(会員以外の方も参加できます)



(写真提供：野口健事務所)

【野口 健 プロフィール】

1973年8月アメリカボストン生まれ。53歳。高校時代に故・植村直己の著書「青春を山に賭けて」に感銘を受け、登山を始める。1999年、エベレストの登頂に成功し、7大陸最高峰世界最年少登頂記録を25歳で樹立。2007年5月にはエベレストをチベット側(名称：チョモランマ)から登頂に成功。2000年からはエベレストや富士山での清掃活動を開始。現在は、全国の小中学生を主な対象とした環境学校を開講したり、災害支援活動などの取り組みを行っている。

主な登山歴

1990年(16歳)モンブラン、キリマンジャロ。1992年(19歳)コジアスコ、アコンカグア。
1993年(19歳)マッキンリー。1994年(21歳)ヴィンソン・マシフ。1996年(22歳)エルブルス。
1999年(25歳)エベレスト。2005年(31歳)シシャパンマ。2007年(33歳)エベレスト。

税務署にお越しの方へ

総合窓口の受付時間のお知らせ



令和8年10月1日から

月曜日から金曜日（開庁日）

【原則】9：00～15：00

（上記時間内の来署に御協力をお願いします）

国税庁では、納税者利便の向上等の観点からe-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充を鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

- ※ 総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。
- ※ 税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。
- ※ 総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。



国税庁

法人番号 7000012050002

令和8年6月

このような方に

「キャッシュレス納付」が**大変便利**です！



業務を効率化したい！



自宅やオフィスで処理したい！



現金を取り扱いたくない！



不正が気になる！

キャッシュレス納付のメリット

- 業務のデジタル化が進む
- 簡単な操作で自宅やオフィスから手続きができる
- 金融機関等へ行く必要がない



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

- ① 時間や経費の削減による

経理業務の効率化

- ② データ管理による経理の

透明性を確保

- ③ システムによる一貫処理により

正確性の向上

- ④ 現金の取扱いに係る **リスクの軽減**

キャッシュレス納付の種類

おすすめ!

ダイレクト納付

e-Tax を利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

インターネットバンキング等による納付

インターネットバンキングやATMからペイジーを使用して納付する方法

クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Tax を利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

振替納税[※]

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法

(※) 振替納税は個人納税者の申告所得税と消費税のみ利用できます。

「キャッシュレス納付」の関係でご不明な点がありましたら、管轄の税務署までご連絡をお願いします。



管轄の税務署が不明な方は
こちらからご確認ください

キャッシュレス納付
を体験しませんか？

源泉所得税の
キャッシュレス納付
体験コーナー

体験は**こちら**から



e-Taxソフト(Web版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付手続(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の手続きの流れを体験することができます。

キャッシュレス納付の
詳細は**こちら**



事業者の皆さまへ



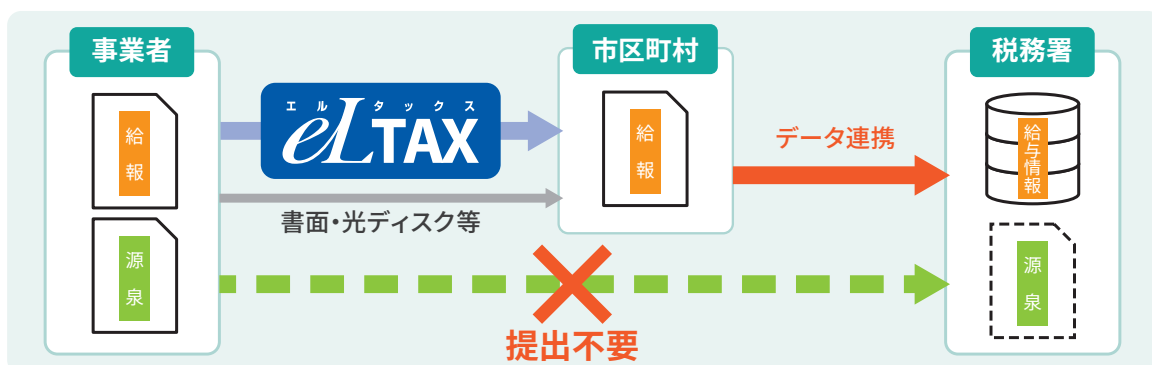
令和 9 年 1 月から 源泉徴収票の 提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



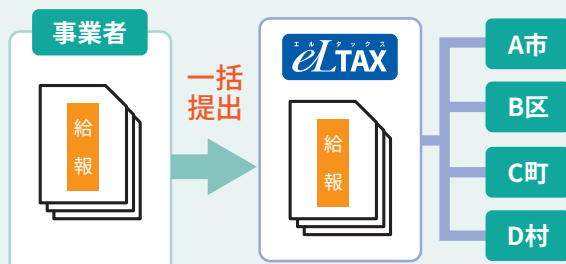
給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAX を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、
手間もコストも
かかって大変です…！



どうしたらもっと
効率的に提出
できますか…？



すでに！

約70%が
eLTAXを
利用して提出!!



まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報が
マイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大

24時間365日電子申告・電子納付等ができます！
※メンテナンス時間を除く

GビズIDログイン機能の実装

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、
以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票と
まとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、 税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の
調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、 従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないよう
ご注意ください。

参考
リンク



制度改正の
内容について
(国税庁ホームページ)



eLTAXの
利用方法について
(地方税共同機構
ホームページ)



給与情報の
マイナポータル連携
(国税庁ホームページ)

納付はぜひ電子納税をご利用ください。

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

日頃は県税の納税にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税における対象法人が見直されました。

具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、次に該当する法人が対象となります。

減資への対応

（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・当該事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。

資本金 (現行基準1億円超)		補充的な基準 〔資本金 + 資本剰余金〕 10億円超
資本剰余金	資本準備金 その他 資本剰余金	

<経過措置> 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度に外形標準課税の対象であった法人であるもの。
- ・最初事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・最初事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。

<経過措置の対象外> 以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象となりません。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した各事業年度において、外形標準課税の対象外であるもの。
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）において、資本金が1億円以下であるもの。

【適用例】決算日3月31日で事業年度末日の払込資本の額がいずれも10億円を超えている場合

	令和5年3月期 (公布日を含む事業年度 の前事業年度)		公布日の前日 (令和6年3月29日)		令和6年3月期 (公布日を含む事業年度)		令和7年3月期		令和8年3月期 (最初事業年度)	
	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定
事例1	1億円超	外形	1億円超	事業年度末 でないため 判定せず	1億円超	外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例2	1億円超	外形	1億円超		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例3	1億円超	外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形
事例4	1億円以下	非外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形

※各事業年度に記載のある「1億円超」、「1億円以下」は各事業年度末における資本金の額又は出資金の額を示しています。

100%子法人等への対応

(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

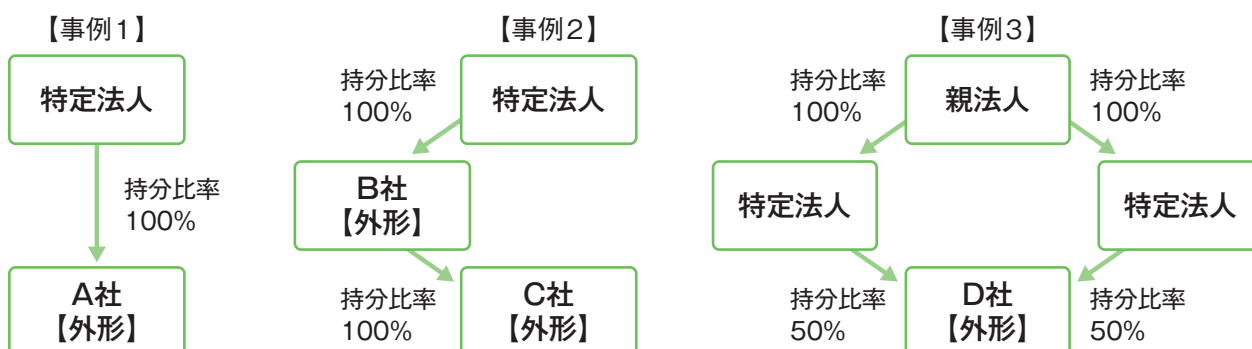
- ・特定法人(注1)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている法人であるもの。
- ・所得等課税法人(注2)以外の法人で当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・当該事業年度末日の払込資本の額(注3)が2億円を超えているもの。

(注1)…払込資本の額が50億円を超える法人(地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社

(注2)…地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

(注3)…当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

【適用例】A社、B社、C社及びD社について、事業年度末日時点で資本金の額が1億円以下かつ払込資本の額が2億円を超える場合



○激変緩和措置について

100%子法人等への対応によって、新たに外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度…当該超える額の2/3を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度…当該超える額の1/3を軽減

法人事業税の中間申告義務判定について (令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。現行では、原則、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象である場合に中間申告の義務がありますが、令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

その他ご不明な点等ございましたら名古屋南部県税事務所へお問合せください。

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ

名古屋市

市税の申告や、納税の手続きをエルタックスを利用して電子的に行うことができます。

詳細はエルタックスのホームページをご確認ください。

※申告書等のお問い合わせは、市内の主たる事務所等が存在する区に関わらず、栄市税事務所法人課税課法人市民税担当へお問い合わせください。なお、申告書等の提出は各市税事務所または区役所・支所の税務窓口でも受け付けます。

大法人の電子申告義務化

対象の法人（事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）が提出する法人市民税の申告書および申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円を超えるもの(注)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円以下のもの(注)	6.0%
④人格のない社団等		

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税（地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの）について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本（出資）金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

（超過課税による増収額：令和8年度予算額158億円）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第20号の5様式） および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される当該寄附の額およびその受領日を証する書面（受領証）の写しを添付してください。

均等割の税率（年額）

下表のとおり、法人の区分に応じて税率が異なります。なお、**2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、区ごとに均等割額を計算し**、合計したものが納付すべき均等割額となります。

また、均等割は法人税額にかかわらず負担していただくもので、欠損金が生じた事業年度についても法人市民税の申告納付が必要となります。

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分（年額）
資本金等の額（注1）	従業者数（注2）	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

（注1）上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。

なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 ≥ 資本金+資本準備金 ⇒ **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金 ⇒ **資本金+資本準備金**

（注2）従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

通算法人の申告について

通算対象所得金額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象通算対象所得調整額の控除明細書（第20号様式別表2の3）」とともに、法人税の「通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書（別表7の2）」の写しを添付してください。また、配賦欠損金控除額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象配賦欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の4）」とともに、法人税の「通算法人の欠損金の通算に関する明細書（別表7（2）付表1）」の写しを添付してください。

※ 市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等の変更が生じた場合は「法人の異動届出書」を提出してください（定款等の写し、登記事項証明書の写し、その他参考資料の添付をお願いします。）。

なお、法人税におきましては、法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされていますが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、設立や異動等についてお届けいただくようお願いいたします。

※ 各種申告書等は名古屋公式ウェブサイト（ページID：1011930）からダウンロードできます。

※ 過去の税率は、名古屋公式ウェブサイト（ページID：1011929）をご覧ください。

お問い合わせ先 **名古屋市栄市税事務所法人課税課法人市民税担当（☎052-959-3305）**
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

愛知県法人会連合会 運営研究会

令和9年度の研究テーマとして「事業継続計画（BCP）の作成」に取り組むことを決定！

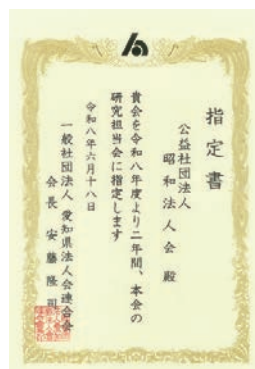
去る6月18日（木）に開催された愛知県法人会連合会の通常総会において、昭和法人会は令和9年度の「運営研究会」担当単位会に指定されました。これに伴い、令和8年12月の研究テーマ発表、令和9年12月の研究発表に向けて準備を進めています。

当会では、令和7年8月の理事会で「運営研究準備委員会」を設置し、翌令和8年4月には正式な「運営企画委員会」として承認されました。同委員会において検討を重ねた結果、研究テーマを「事業継続計画（BCP）の作成」とすることを決めました。

近年、南海トラフ巨大地震などの災害リスクが高まる中、法人会としても「会員の安全確保」と「事務局機能の維持」を目的に、BCPの整備が必要と判断したものです。

本年度は、まず「法人会としてのBCPをどのように構築するか」という研究を中心に進めてまいります。

なお、研究テーマ発表の詳細は、令和9年1月号でお知らせします。



運営企画委員会

インターネットセミナーのご案内 会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題！

視聴方法

▶昭和法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶ID とパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ②ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ



▶インターネット・セミナー TOP 画面

▶セミナー視聴画面

昭和法人会からのお知らせ



法人名・住所・代表者名・資本金等の変更があった時はどうすればいいの？



A

そんな時は…

変更届のご提出をお願いします！



変更届の用紙はどこにあるの？



A

昭和法人会のホームページに掲載されています

URL : <https://showahoujinkai.jp/>



昭和法人会ホームページ



登録内容変更届(PDF)



ここをクリック

変更届

昭和法人会 宛

下記事項に変更があったら下記でのご提出をお願いします。

変更前 (変更前と異なる場合は、変更後の内容をご記入ください)	変更後 (変更後の内容をご記入ください)
代表者名	
住所	
資本金	
事業内容	
その他	

ご提出いただいた個人情報は、研究等の調査資料、施設等の設計資料に活用させていただきます。
ご提出いただいた個人情報は、研究等の調査資料、施設等の設計資料に活用させていただきます。
ご提出いただいた個人情報は、研究等の調査資料、施設等の設計資料に活用させていただきます。

変更届の提出先は、昭和法人会事務局です。FAXは、郵送でも可です。
(昭和)昭和法人会事務局 FAX:052-882-7798
〒460-0000 名古屋市中区栄町1-1-1 昭和ビル内

変更届のダウンロードができます！



法人名、電話番号の他、
変更事項を記入して事務局へ
FAXすればいいんだね！

お問い合わせ先

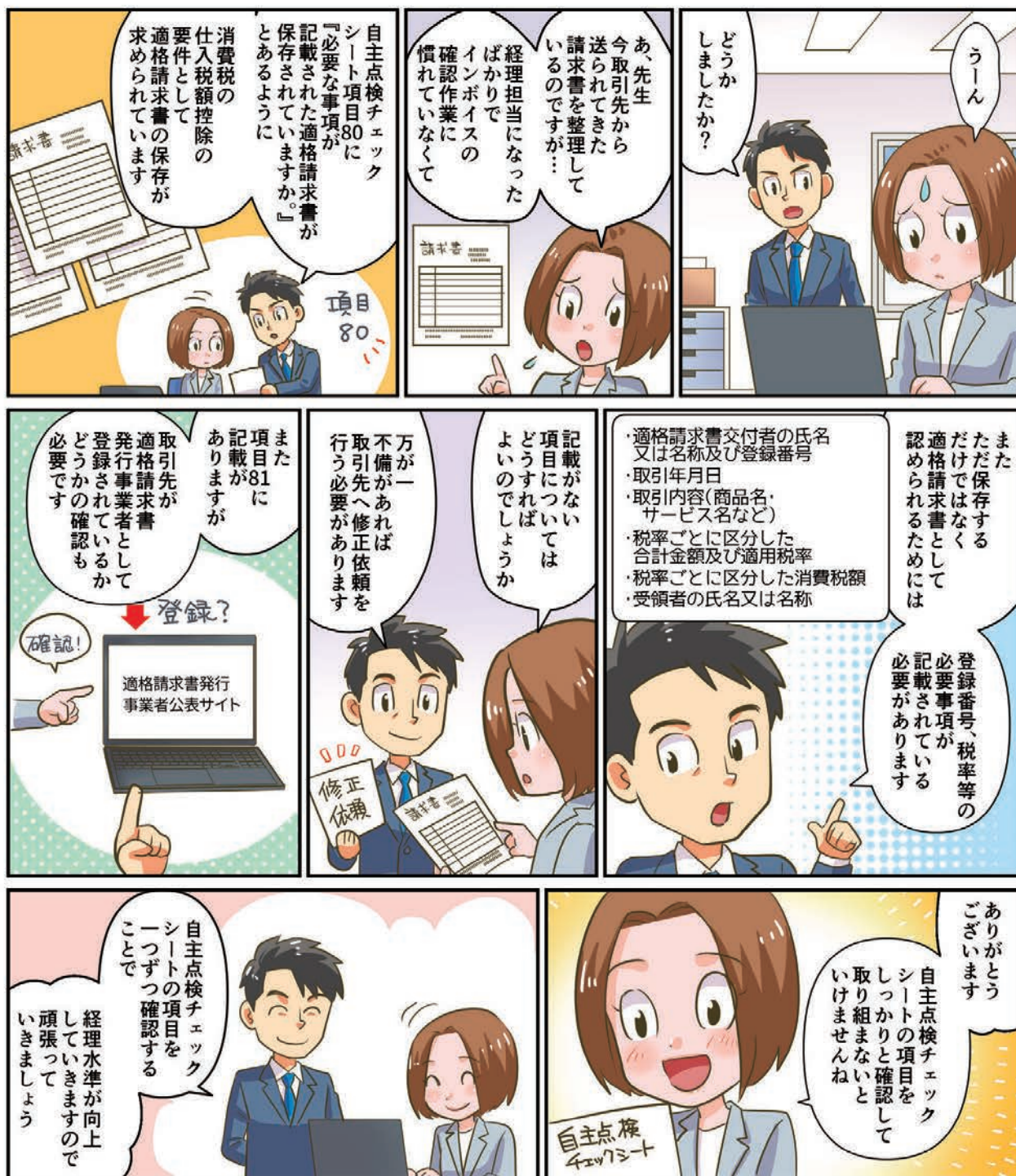
昭和法人会 TEL:052-882-9677 FAX:052-882-7798

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 適格請求書編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



昭和法人会

TEL 052-882-9677

FAX 052-882-7798

法人会自主点検
チェックシートは
こちら



法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和8年3月末現在、登録数15,949名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、

今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連WEBサイトで公開するとともに、

マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立てています。

登録がまだお済でない方は、この機会にぜひご登録ください！



QRコードでの登録方法

1

QRコードにアクセス後
メールアドレスを送信

新規登録受付フォーム



2

返信メールから
情報を入力

登録メールアドレス宛にメールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

3

登録完了！

登録完了メールが届けば登録完了です。2～3か月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はご回答をお願いします。

パソコンでの登録方法

1

全国法人会総連合の
ホームページにアクセス

全国法人会

2

トップページの右側、
アンケート調査システム
のバナーをクリック

経営者の声を反映する

法人会アンケート
調査システム

3

「各種手続き」から
メニューを選択

新規登録

⚠ 注意事項

- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。
- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 既に登録済みのアドレスは新規登録出来ません。登録は原則1会員につき1アカウントです。

アンケート調査システムに登録済の方へ

登録情報の確認・変更、および配信解除をご希望の方は、右のQRコードか、上記パソコンでの登録方法 **3** の画面からお手続きください。

登録情報の
変更・確認フォーム



お問い合わせ先



公益社団法人 昭和法人会 事務局 052-882-9677

昭和法人会 当面の事業予定

令和8年 10月～12月

10月2日(金)	青年部会 第1回税務研修会	名古屋市中企業振興会館
17:00～		
10月14日(水)	大規模法人部会 合同講演会・研修会	熱田神宮会館
14:00～		
10月15日(木)	【県連】青連協情報交換会	名古屋東急ホテル
(未定)		
10月19日(月)	市内ブロック合同・経営講演会&税務研修会	熱田神宮会館
14:00～		
10月22日(木)	女性部会・プレミアムコンサート	昭和 cultura 小劇場
13:30～		
10月23日(金)	広報委員会	事務局
12:00～		
10月23日(金)	運営企画委員会	事務局
14:00～		
10月27日(火)	青年部会・親睦ボウリング大会	ラウンドワン千種
18:00～		
10月29日(木)	【東海法連】東海法連大会事前打合せ会	AMMNATビル
11:00～		
11月7日(土)	瑞穂区市民まつり (協賛のみ)	名古屋市博物館
終日		
11月7日(土)～8日(日)	税に関する作品掲示	イオン八事3階
終日		
11月8日(日)	税に関する作品合同表彰式	イオン八事 (G.G. モール)
10:30～		
11月8日(日)	「税を考える週間」街頭広報	イオン八事周辺
10:00～		
11月8日(日)	長久手市商工会まつり	愛・地球博記念公園
終日		
11月8日(日)	東郷町文化産業まつり	いこまい館
終日		

11月11日(水)	【県連】岐阜・愛知・静岡3県同時税務広報	名古屋駅
9:00～		
11月11日(水)	納税表彰式	熱田神宮会館
14:30～		
11月12日(木)	【東海法連】組織・厚生合同委員会	グランディエールブクトーカイ
14:00～		
11月15日(日)	昭和区市民まつり	鶴舞公園
終日		
11月16日(月)	正副会長会	メルパルク名古屋
14:30～		
11月16日(月)	役員等総集会「税を考える週間」記念 税務署長講演会	メルパルク名古屋
15:15～		
11月17日(火)	【県連】女連協 創立40周年記念式典	名古屋東急ホテル
14:00～		
11月18日(水)	「年末調整等の実務のポイント」税務研修会	名古屋市中企業振興会館
10:00～・14:00～		
11月19日(木)～21日(土)	【全法連】第40回全国青年の集い (島根大会)	松江市総合体育館 ホテル一畑
終日		
11月22日(日)	につしん市民まつり	日進市役所周辺
11:00～		
11月25日(水)	決算期別説明会 (10～12月決算法人)	名古屋市中企業振興会館
14:00～		
12月1日(火)	【県連】税制講演会	名古屋クラウンホテル
14:30～		
12月3日(木)	【県連】愛知県法人会運営研究会	名古屋東急ホテル
14:30～		
12月5日(土)	天白区市民まつり	天白公園
終日		
12月9日(水)	青年部会 第2回税務研修会	(未定)
17:30～		

(ご注意) 今後、計画した事業を変更又は中止する場合がありますのでご了承願います。

編集後記

残暑の気配がようやく和らぎ、朝夕には秋の気配が感じられる頃となりました。会員の皆様におかれましては、日頃より昭和法人会の活動に温かいご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

本号では、去る六月に開催いたしました「第五回通常総会」の様相を巻頭でご報告しております。総会では、令和七年度事業報告及び決算報告、並びに令和八年度の事業計画及び収支予算等について御審議をいただき、無事に承認を賜りました。皆様から寄せられた御意見や励ましのお言葉は、今後の運営に向けて大きな力となるものであり、改めて会員の皆様を支えられていることを実感いたしました。

また、今号の特集では、新たに着任された中口昭和税務署長へのインタビューを掲載しております。地域の税務行政を担う立場から、企業経営における適正な申告の重要性や、今後の税務行政の方向性について貴重なお話を伺うことができました。会員企業の皆様にとって、日々の経営判断の一助となれば幸いです。季節はこれから実りの秋へと向かいます。昭和法人会としても、地域に根ざした活動をさらに充実させ、皆様にとって価値ある情報をお届けできるよう努めてまいります。

今後も変わらぬご愛読をお願い申し上げます。

- ・ 広報委員長 ワイクリッド(株) 吉田英晃
- ・ 副委員長 ブラザー不動産(株) 神谷陽志
- ・ 委員 日本パーツ機器(株) 後藤秀臣
- ・ 委員 横井定(株) 横井直己
- ・ 委員 (株)美松 上村美恵



今年度もよろしくお願いいたします



広報委員会

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(※)は、
保険料が割安な集団扱いへ変更ができます！

- 1 | **簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の**変更はありません**。
- 3 | 保障内容の**変更はありません**。

※がん保険、医療保険、退職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー29階

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

がんばる企業のベストパートナー 愛知県中小企業共済

生命傷害共済

2口まで
ご加入
いただけます！

手頃な掛金とバランスの良い補償

- がん総合共済
- がん医療共済
- 傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。



0120-00-9967

フリーコール 〈受付時間〉平日9:00～17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

こちらから
ご覧頂けます



本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)16階

愛知県中小企業共済



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高3億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
その後悪化し、慢性腎不全となり、
永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動
不足などから、糖尿病を発症…
その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、
両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…
作業中にプレス機に挟まれ
両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…
交通事故で脊柱を損傷し
寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**51.6%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**9.4%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

名古屋南支社/
愛知県名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360



AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
名古屋市中区栄5-27-12(AIG名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

F-2025-0002(2025年11月4日)
25-073021 2025-11



公益社団法人 昭和法人会

<https://www.showahoujinkai.jp/>



公益財団法人 全国法人会総連合

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

一般社団法人 愛知県法人会連合会

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/aichiken/>

法人会

消費税期限内納付

推進運動